

平成27年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年7月1日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		発言の取り消し
第3	議案第82号	飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について
第4	議案第83号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第84号	飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について
第6	議案第85号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第86号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第8	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第88号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第10	議案第89号	財産の出資について
第11	議案第90号	民事調停の申立てについて
第12	議案第91号	飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について
第13	議案第92号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第93号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第94号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第95号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第96号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第97号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案第98号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第99号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第21 | 議案第100号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号) |
| 第22 | 議案第101号 | 無線システム普及支援事業飛騨市防災行政無線設備整備工事(デジタル移動系)の請負契約の締結について |
| 第23 | | 請願第3号の閉会中の継続審査について |

平成27年第4回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成27年7月1日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第2	請願第3号	神岡商工会議所事務所移転に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		発言の取り消し
日程第3	議案第82号	飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第83号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第84号	飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について
日程第6	議案第85号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第86号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第88号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第89号	財産の出資について
日程第11	議案第90号	民事調停の申立てについて
日程第12	議案第91号	飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について
日程第13	議案第92号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第14	議案第93号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第94号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第95号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第96号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第97号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第19	議案第98号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第99号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第100号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第22	議案第101号	無線システム普及支援事業飛騨市防災行政無線設備整備工事(デジタル移動系)の請負契約の締結について
日程第23		請願第3号の閉会中の継続審査について
追加日程第2	請願第3号	神岡商工会議所事務所移転に関する請願書

○出席議員（16名）

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森欠	下		員子
7番	谷天	口木	希幸	男徳
8番	葛山	谷下	寛博	文一
9番	池籠	田山	寛恵	子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	野小	村倉	重孝	昭文
代表監査委員	野石	腰上	久	徳豊
会計管理者	水藤	井澤	雅義	昌子
総務部長	谷柏	木木	敦雅	行則
財政課長	青沢	之向	孝清	光秋
教育委員会事務局長	川	上		
企画商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

(開議 午前 10 時 03 分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 12 番、谷口充希子君、13 番、天木幸男君を指名いたします。

◆日程第 2 発言の取り消し

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、発言の取り消しを議題といたします。
地方自治法第 177 条の規定により、議題に関係いたします籠山恵美子君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

このまま、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 03 分 再開 午前 10 時 03 分)

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。
おはかりいたします。籠山恵美子君から 6 月 11 日の会議における発言について、お手元に配付した発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。
この取り消しを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、籠山恵美子君からの発言の取り消し申出を許可することに決しました。ここで、籠山恵美子君の入場を求めます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前１０時０４分 再開 午前１０時０４分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◆日程第３ 議案第８２号 飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例
から

日程第８ 議案第８７号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第３、議案第８２号、飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例についてから議案第８７号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの以上６案件を会議規則第３５条の規定により一括して議題とします。

これら６案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過、および結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務常任委員長、福田武彦君。※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 福田武彦 登壇〕

●総務常任委員長（福田武彦）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第８２号から議案第８７号までの６案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る６月２６日午前１０時より委員会室で審査を行いました。

議案第８２号、飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、法との整合性を図るための改正です。改正の主な内容としましては、表記の修正や条例で定めていた廃屋等に対する指導、助言、勧告及び命令等の手続について、法の趣旨に基づいた内容に改めるものです。質疑では、代執行の部分が条文では読めないが、法の部分で適用できるという考えなのかを確認する質問がありました。また、改正後の特定空家等対策審議会の審議内容に関する質問では、空き家利活用に関するものとは別であること、また、代執行に関しては審議会のご意見を参考にしたいと考えているとの答弁がありました。自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定い

たしました。

次に、議案第 83 号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、幼少期から子ども達が「木」への関わりを深めることを目的とした木育活動の定着化を図るため、基金を創設するものです。質疑では、基金設置にあたり県からの要請や支援はあるのかとの質問に対し、今年度は入っていないが、森林環境税を含めて検討していくと聞いている。との答弁がありました。

また、基金の規模および利活用についての質問では、そういう目的でいただいた 300 万円を原資としたいと考えており今のところ積み増しは考えていないこと。利活用については、「今年度の予算の中に調査費を組んでおり、できれば地元の木材で地元の木工業者が造る“おもちゃ”を、生まれたお子さんにプレゼントしたいと考えている」との答弁がありました。自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第 84 号、飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について申し上げます。

本案は、基金を活用した土地の先行取得の必要性が薄れたことに伴い廃止するものです。質疑では、今まで土地を先行取得しておいて補助事業に載せるという基金の活用をしてきたが、支障をきたさないかとの質問では、仮にそういう事業が出れば土地開発公社を使うことは可能であるとの答弁がありました。自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第 85 号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、大きく 3 点について見直しを行うものです。質疑では、改正の内容の賦課限度額の見直しの最高限度額になる世帯数について質問があり、答弁では平成 27 年度において、基礎賦課限度額では 19 世帯、後期高齢者支援金等賦課限度額では 31 世帯、介護納付金賦課限度額では 9 世帯であるとの答弁がありました。自由討議はなく、反対討論があり採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第 86 号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、介護保険法施行令の改正に伴い軽減対象者と軽減後の保険料額を新たに定めるものです。質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第 87 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、古川町森林公園管理棟の用具使用料について、実情に合った料金に整えることが主な改正です。質疑では、利用実績について質問があり、答弁では平成 25 年度 256 組、平成 26 年度 133 組で、サークル、団体等が利用されているとの答弁がありました。自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 福田武彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第82号、飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例についてから議案第84号、飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例についてまでの3案件については討論の通告がありませんので、これら3案件について、討論を終結し、これより一括して採決を行います。

議案第82号から議案第84号までの3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第84号までの3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第85号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので、発言を許可します。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第85号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対をし、討論したいと思います。

今回の改正の問題は、何といたっても賦課限度額の引き上げです。つまり、課税する最高額が基礎分で51万円から52万円と1万円の引き上げ。後期高齢者支援金の最高額が、16万円から17万円とこれも1万円の引き上げです。介護納付金の最高額が14万円から16万円と2万円も引き上げとなっています。

会社員ではなく、自営業や年金受給者の命と健康を守る国民健康保険ですが、2018年からは財政運営の主体を都道府県とする計画が挙がっています。

そのために、県内の統一的な運営方針とともに国民健康保険料の負担の平準化もされようとしています。つまり、そうなりますと国民健康保険料をなんとか安く抑えてきた飛騨市などは、徐々に高い方に合わせられていくことに成りかねません。

今回の引き上げは、保険料の平準化を誘導する厚生労働省の方針どおりですし、飛騨市もそれに地ならしに手を出し始めたということになってしまいます。

4月、6月、7月と軒並み物価が値上がりしています。社会保障のために消費税を増税したにも関わらず、相変わらずこのような社会保険料の最たる国民健康保険料の引き上げをする。こういうことは到底、認められるものではありません。

国民健康保険料の負担をどうするかは、市の判断、自治事務です。今回の引き上げを盛り込んだこの飛騨市の条例改正には到底、賛成できませんので反対いたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に、賛成討論を行います。1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

議案第85号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論します。

まず、この条例改正につきましては、市独自の条例改正ではなく、上位法、つまり国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴う改正であることを冒頭に述べさせていただきます。

改正内容を順に見ますと1つ目が「高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の見直し」です。これは、国保保険者の都道府県化を見据えて、都道府県内の市町村国保の財政の安定化及び保険料の平準化を図るものです。具体的に言いますと、これまで30万円を超え80万円以下の高額医療費が対象でしたが、80万円以下の医療費、つまり1円以上80万円以下をすべて対象とすることにより、市町村間の格差を縮小するものです。

2つ目は「賦課限度額の見直し」です。これは、被保険者間の保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図るものです。

限度額を引き上げることにより、高所得者層の負担が若干増えますが、その増加分で中低所得層の負担を若干下げることができます。

3つ目は「国民健康保険料の軽減措置に係る軽減判定所得の見直し」です。これは、低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するため、世帯の軽減判定所得の見直しを行うものです。

今回は、経済動向等を踏まえた見直しとして、2割軽減の対象となるのは、例えば3人世帯で給与収入が約274万円となり前年対比、約8万円の拡大。5割軽減は3人世帯で給与収入が約184万円となり約6万円の拡大となります。

いずれの改正につきましても、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るとともに、低所得者対策の強化のための見直しであることから、保険者及び被保険者にとって有益な改正であることから賛成討論といたします。

〔1番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数であります。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第86号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について、および議案第87号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についての2案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決を行います。

議案第86号および議案第87号の2案件について委員長の報告は可決であります。
これら2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第86号および議案第87号の2案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第88号 飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第91号 飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第9、議案第88号、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第91号、飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例についてまでの4案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら4案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 森下真次 登壇〕

●産業常任委員長（森下真次）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第88号から議案第91号までの4案件につきまして、審査の概要、ならびに結果について報告をいたします。

去る6月26日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第88号、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、当該施設の収益増加を図ることを目的として、施設使用料の金額設定を改正

するものです。質疑では、1人利用の料金のアップ率が突出している根拠について質問があり、ゴールデンウィークなど特別な期間中に上限額を使わせていただくなど、管理者の方でその時期に応じて、この範囲の中で運営していただければと考えている。また、「複数利用により利用率を上げたいという思いもある」との答弁がありました。今回の利用料の改定は、指定管理施設の事業計画策定を進めている中で、指定管理者の思いを受け「このようにさせていただきたい」との答弁がありました。

宿泊内容の付加価値についての質問では、指定管理者の方には、飛騨市の他の施設や観光地を含めてセットプランを検討されることを期待していること。また、指定管理者の方は、料理については地元の方々と一緒になって食材の提供を含めて考えており、また、景観も含めてしっかりPRしながら宿泊施設をご利用いただきたいという考えを持っているとの答弁がありました。その他、一部屋の利用可能人数、利用実績、事業計画等についての質問がありました。自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第89号、財産の出資について申し上げます。

本案は、森林資源の活用による6次産業化の推進のため「株式会社飛騨の森でクマは踊る」に対して出資するものです。

質疑では、伐期に関する質問に対して、スギ、ヒノキは伐期を迎えており、広葉樹については、今回の事業が小径木を活用した商品開発ということにとらえれば、切る木はそこそこあるという調査結果をいただいているとの答弁がありました。

また、出資する山林をこの地に決めた理由については、広葉樹林が主体で地籍がしっかりしているところを探したところ最終的にこの地になったこと、商品に関する質問では試作品はできているとの答弁がありました。

出資に関する質問では、市の出資は、現金2,000万円と今回の分と合わせて約2,400万円の出資となり、会社の出資金総額では、約4,400万円余りとなるとの答弁がありました。当該土地の状態と保安林の規制に関する質問では、水源涵養保安林であるため択伐はできる。少し急傾斜ではあるが施業ができないほどではないこと。

また、元々山の整備が主体であり、間伐を進めながらその間伐材を利用し商品化をしたいということが根本にある。との答弁がありました。その他、進入路に関する質問等があり、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第90号、民事調停の申立てについて申し上げます。本案は、合理化事業計画に基づき行ってきた転換業務の契約制度の見直しについて説明するものです。

質疑では、近隣市町村の取り扱いについて質問があり、各市町村それぞれの事業計画期間である。検討中であり、具体的な対応については掌握していない。との答弁がありました。

また、これまでの各事業者の具体的な事業転換に関する質問では、市町村にあった代

替え業務という事で、例えば浄化センターの管理やごみの収集などいろいろな市直営業務を委託してきたものであり、そういった業務について全て独力で実施できる力をつけてきたということであるとの答弁がありました。

飛騨市内の事業者の数や契約に関する質問では、現在、2社であること。契約については、入札による業務は1社と契約することになるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第91号、飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

本案は、事業の目的達成に伴い廃止するものです。質疑では、回覧板で制度廃止の周知がなされたが、それ以降、市民から要望等はなかったかとの質問では、基盤整備部へそういった連絡はなかったとの答弁がありました。

電気の自由化を含め、制度を1～2年延ばす考えはないかとの質問では、第2次行政改革で決めた期限を2年間延長した案件であり、電気の自由化によって延長する検討はしていないとの答弁がありました。

これまでの実績については、平成4年から平成26年の23年間で、1,986件、補助金額で6億7,400万円との答弁が、また、新制度に関する質問では、今年度、新築住宅に最大100万円の助成など考え方を変えながら、定住促進に向かっていところであり、高齢者に対しては、福祉部局と調整を取りながら補助を模索しているところであるとの答弁がありました。

高齢者や母子世帯への別の助成制度についての質問では、この制度は一旦終了して、来年の4月から運用できるように高齢者対策として克雪対策をどうするのかを検討したいとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、議案

第 88 号から議案第 91 号までの 4 案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第 88 号から議案第 91 号までのこれら 4 案件について、委員長の報告は可決であります。これら 4 案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら 4 案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第 13 議案第 92 号 平成 27 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）
から

日程第 21 議案第 100 号 平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
（補正第 1 号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 13、議案第 92 号、平成 27 年度飛騨市一般会計補正予算、補正第 1 号から、日程第 21、議案第 100 号、平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第 1 号まで以上 9 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

これら 9 案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。以上で自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結し採決を行います。採決は一括して行います。議案第 92 号から議案第 100 号までのこれら 9 案件の委員長の報告は可決であります。これら 9 案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号から議案第 100 号までの 9 案件は、

委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第２２ 議案第１０１号 無線システム普及支援事業飛騨市防災行政無線設備整備
工事（デジタル移動系）の請負契約の締結について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第２２、議案第１０１号、無線システム普及支援事業飛騨市防災行政無線設備工
事（デジタル移動系）の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

議案第１０１号について説明をいたします。

市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。１点目、契約の目的、無線システム普
及支援事業飛騨市防災行政無線設備整備工事（デジタル移動系）。２点目、契約の方法、
一般競争入札。３点目、契約金額、１億２４７万０、４００円。４点目、契約の相手、
飛騨市古川町金森町５番２６号、三愛通信、サワ電気特定建設工事共同企業体、代表者、
飛騨市古川町金森町５番２６号、三愛通信設備株式会社飛騨営業所、所長、塚越正弘、
構成員、飛騨市古川町増島町１１番２４号、サワ電気株式会社、代表取締役、澤忠人。
５点目、工事の場所、飛騨市地内。６点目、工事の概要、防災行政無線（デジタル移動
系）一式でございます。

それでは、地方自治法の規定によりまして、飛騨市議会の議決に付さなければならな
い契約は、予定価格１億５、０００万円以上の工事の請負金額と規定されております。
本工事の予定価格は、１億５、０００万円以上となっておりますので、議会の議決を
必要とするものです。

本工事は、６月１２日入札を執行しました。先ほども言いましたように特定建設工事
共同企業体による一般競争入札をし、応札された共同企業体数は４社で、最低入札額は
１億２４７万４、０００円で、落札比率は４３．９３％となっております。

最低入札価格が調査基準額、予定額の７０％を下回った場合には飛騨市低入札価格調
査委員会において契約すべき内容に適合した履行がされると認められるか否かの判断を
するための調査を行うこととなっていることから、６月２４日、同委員会が開催されま
した。その委員会では、設計金額は適正であるのか。または、最低価格入札者は設計証
書の内容に適合した施工が履行されるかなど事情聴取などの聞き取り結果に基づき、審
議が行われました。

同委員会では、審議の結果、設計金額は適切で入札された価格で適切な施行が可能で
あると判断されましたので、６月２５日付で最低価格入札者と仮契約の締結を行って
おります。

今回、本契約の締結のために議会の議決を得るものでございます。どうかよろしくお
願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今回は、一般競争入札ということなのですが、応札に応じたのが4社というのが少ないと思いますけれど、ネットなどでの公募をされた上でこの4社ですか。この名前は公表できますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

入札につきましては公募で行っております。4社につきましては、三愛通信、サワ電気特定建設工事共同企業体、中央電子工学吉城特別建設工事共同企業体、エイエリックス松下電器共同企業体、協和エクシオ神工電気特別建設工事共同企業体の以上4社でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。以上で質疑を終結いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号については委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第101号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議を終結いたし、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討議を終結します。これより採決を行います。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◆日程第２３ 請願第３号の閉会中の継続審査について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第２３、請願第３号の閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第１０４条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議あり」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議がございますので、起立によって採決を行います。委員長から申し出のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（葛谷寛徳）

起立少数です。よって、委員長から申し出のありました閉会中の継続審査の申し出は否決されました。

◆動議

○１０番（森下真次）

この際、動議を提出いたします。閉会中の継続審査が否決されました。今回の請願３号につきましては、神岡振興事務所が耐震化中です。早急に結果を出すべきものであり、総務常任委員会において本日午後３時までに審査が終わるよう期限をつけられることを望みます。

○６番（後藤和正）

ただいまの動議に賛成します。

◎議長（葛谷寛徳）

ただいま、森下真次君から請願第３号について、総務常任委員会において本日午後３時までに審査を終わるよう期限をつけられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。本動議を議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、請願第３号については総務常任委員会において本日午後３時までに審査を終わるよう期限をつけられたいとの動議は可決されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開は、総務常任委員会終了後といたします。

（ 休憩 午前１０時４０分 再開 午後２時００分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。付託しておりました請願第３号について、総務常任委員長から審査報告が提出されましたので、日程に追加し、追加日程第２として審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、請願第３号を日程に追加し、議題とすることに決しました。本動議を議題といたします。

◆追加日程第２ 請願第３号 神岡商工会議所事務所移転に関する請願書について

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第２、請願第３号、神岡商工会議所事務所移転に関する請願書についてを議題といたします。総務常任委員長から審査の経過、および結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 福田武彦 登壇〕

●総務常任委員長（福田武彦）

それでは、総務常任委員会に付託されました請願第３号につきまして、審査の概要、ならびに結果について報告いたします。

初めに、去る６月２６日午前１０時より、委員会室で審査を行いました経過について報告します。

本請願は、神岡商工会議所事務所移転に関し、これまでどおり神岡町公民館に事務所を開設することの採択を求める請願です。

審議では、事務局の朗読説明、紹介議員の補足説明の後、質疑では、執行部に対し、「公民館法から外すために、補助金を返還しているということだが、どうして今、商工会議所が出ていかなければならないのか」との質問があり、「公民館は行政財産で、公民館法からは、外れていない」また、「補助事業上、公民館以外の目的で使うこと自体が補助金

の適正化にふれるということで、その部分を補助金返還した」という答弁がありました。

次に、「市と商工会議所との見解が異なっているが、今まで商工会議所と話し合われたことはあるのか。また、市の都合で出て行ってくれというのであれば、納得するまで話し合うことをしないとなかなか解決しない。歩みよりの話し合いは、どのくらい努力されたか」との質問では、「公民館を生涯学習の拠点にしたいということで話を始めた。目的に沿った利用をしたいということで、空いているのに出ていけと言っているのではない」また、「振興事務所の中に部屋を設けるという譲歩した話だった思っている」「指定管理から外す時から、振興事務所を耐震化しそこへ入っていただく考え方をもっていることを伝えてあり、やりとりは2年あまりやってきている」との答弁がありました。

次に、「話し合いは対面でやられているのか。文書のやりとりをしているからうまくいっていないのではないか」との質問では、「何回か商工会議所に出向いて説明をしているが、文書でやり取りした方が、お互い誤解もないのではないかということで、文書で改めて移転のお願いと、移転先等の相談については、市はできる限り支援していくということを伝えている」などの質疑、答弁の後、自由討議を行い、本請願は、まだまだ中身が不透明なところがあり、当事者同士で早急に話し合いを詰めてもらいたく、閉会中の継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で、閉会中も継続審査を要するものと決定し、議長に申し出ることに決しました。

次に、本日10時50分より委員会室で、審査を行いました。その審査の結果について報告します。

委員間の議論では、「委員会審議を3時までには時間を区切った理由と動議を出した理由を聞きたい」という発言に対し、「内容審議は十分にやった。早く採択して結論を出し、市民に支障がないようにするのがわれわれ議会の役目であり、商工会議所も使いやすいように早急に決着を図った方がよいという思いから、今日の3時とした」との発言がありました。

次に、「請願の本意、趣旨をくみとるのが大事であり、執行部を呼んでいくつか聞きたいが、委員長の判断を」との発言に対し、「十分説明は聞いたと思う。商工会議所の話も執行部の話も聞き議論した。これ以上必要ない。」との考えを示しました。

議論の中では、平成18年の自治法改正は、行政財産目的外使用について拡大されたもの。1、補助金返還については、教育委員会が入るとき協議されている。2、神岡町民の思いは、なぜ出ていかなければならないのかという思いである。3、利用者にとっては支障がないと思っているという声もある。4、現市長は公民館を有効利用したいという政治姿勢であり、これを尊重するしかない。5、市長の思いと市民の意識には差がある。今までどおりでなぜ悪いのか。6、議会が関与せずに、解決することが一番。便宜を図れとか言えない。当事者同士で話し合ってもらうことが大事。などの意見があり、自由討議の後、討論はなく採決の結果、賛成多数で、本請願は、採択すべきものとして

報告することに決定しました。

以上で報告を終わります。

〔産業常任委員長 福田武彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○16番（池田寛一）

私は26日の委員会も傍聴させていただきました。できれば総務常任委員会に属さない方の意見を伺いたいと思います。

私もこの傍聴の中でいろいろ聞かせていただきましたが、例えば、現在、紹介議員の方3名で請願を出されているんですが、紹介議員になられる方は、この請願を認めてもらうために紹介議員になられるものだと思うんですが、今回は、こういった紹介議員の方も継続審査にして欲しいとそういう提案に賛成された経緯があります。

いまだかつてこういったことはなかったと思います。

一方では、これははっきりとさせるべきではないかという意見もありました。議会にこういう請願が出された以上、○か×賛否をするのが議会であるというそういう意味も議会のルールとして当然のことで、間違っていないと思います。非常に奥深いものがありまして、ただ議会が賛否を採って、はい。よし。ということではないような気がします。

こういうことが更に大きな溝を生んだりすることを非常に心配しております。

ですから先ほどの決議の中で私は、継続審査の方に参加させていただいたのですが、その継続審査の中でも十分に両方の当事者の話し合いはできると思いますし、それを期待しておりました。やる気さえあれば、明日からでも可能だと思います。

ですから、わざわざ議会で○×を付けなくても継続審査の内に話し合いをしていただいて、どちらも100%という気持ちにはならないかもしれませんが、ある程度のところで譲り合い、妥協点を見つけながらこの問題を解決していかないと今後、更に環境が悪くなるような気がします。

私は、どちらかということこんな中途半端な意見なんですが、できれば総務常任委員以外の方でどんな意見を持っておられるか聞かせてもらえればと思っています。お願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○12番（谷口充希子）

議員全員の全会一致で附帯決議をした経過があります。それには、指定管理施設を含め、市の財産、行政財産、普通財産が目的に沿った使い方をするようにという、平たい言葉で言えばそういうことです。それに沿って、執行部は粛々と事を進められることが本来の目的というふうに思っており、私達議員は全員でその賛成となった者です。

その観点からみると、現在の商工会議所様がおっしゃっている公民館を継続して使わせて欲しいと言うのは、如何なものかと感じております。63年もの長い歴史ある、神岡町にとって大事な経済団体ですので、市民の皆さま方が大切に思ってみえるので、真摯的に執行部と話し合われば良いと思っています。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○16番（池田寛一）

今の谷口議員の意見ももっともな事だろうと思います。方針に沿って進んでいるのだからということであります。

今から我々がやろうとしている採決がどっちに転んでも、行政と商工会議所はこれからも深く関わって行かなければならない団体ですので、例えば目標が方針通りになるにしてもその間に話し合いの余地はあるのではないかと思います。皆さん、そういった考えはないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○12番（谷口充希子）

商工会議所さんの広報が古川町にも新聞折り込みで出されました。そのことについて、町民の方がたから、私も意見を聞いておりますが、「同じ敷地内で振興事務所があり、その場所へ移ってくれというような申し出なのに、どうして断ってみえるか分からない」という意見やら、耐震工事をしてこちらに移ってくださいという市の方針であるので、平たく言えば私達市民は、人の家を借りて契約更新がきたらどこかへ移ってくださいということなら、どこかへ移ろうかなと考えるのが妥当だと思います。それで考えた結果、どこかと言うのではなく、こちらへと言うように提供されていますし、目的外使用ですから移られたらと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○17番（籠山恵美子）

本当に大変で、お互い不幸なことが起きているなという感じがしてなりません。

今の谷口議員の発言でも、再度、先ほど行われた総務常任委員会での天木委員、田中委員の発言の中に大きな齟齬、食い違いがあることが分かりました。事実と違うことです。

天木委員は、「この問題は、前市長時代からの特例的に認められていたこと」だと言う

言い方をしました。田中委員は、「この補助金返還というのは、教育委員会のことを言っている」というような意見がありました。そうではありません。

今日の午後、県から回答をもらいました。「神岡町公民館からの移転について」という文書があり、私達もこれを読みました。これは、「地域における公民館は、社会福祉法の目的をもって設置されているので、つきましては公民館からの貴所の移転をお願い申し上げます」という内容でした。

ところが、県の資料を電話口で読み上げていただきまして、県の回答を得たところによりますと、「商工会議所が入っている場所は、公民館ではない」という判断でした。それは何故かと言いますと、補助金の話がでできます。

実は、平成18年の6月に飛騨市から県の教育委員会を通じて、文部科学省へ申請がありました。それは、財産処分の申請であると。転用を願う申請であるということでした。転用と言えば皆さんご存知だと思いますが、農地の宅地転用、その転用と同じ意味です。財産処分の申請がありまして、それは、平成18年の4月から始まりました商工会議所の指定管理業務、公民館の指定管理を受けるのが商工会議所であると。

ただ、ひたすらその管理をするのであれば行政財産で目的外使用も何も関係ないと。けれども、会議所は、既に自分の建物を処分しておりまして、会議所の業務も行うと。それでは、目的外使用でもまずいということになりまして財産処分をして、10月3日文部科学省から承認が下りたということでした。

この10月3日には、当日、県教育委員会を通して飛騨市にも通知がいつているはずだということでした。その辺りの「ほうれんそう」が何もないということが不本意なことで、その辺りの説明はいずれ聞きたいと思います。

つまり、県が言うには、この場所は財産処分をした土地であり、その面積按分に応じて平成18年9月議会で公民館費として国庫支出金、県支出金が償還されています。補助金返還がされています。それが213万円です。これは、会議所が使っている面積按分の補助金返還だそうです。

ですから、この場所は公民館ではありません。つまり、そこに会議所がいる意味があるわけです。転用したんですから。それをですね、あの建物全部が、社会教育法の網が被っている。公民館法になっているんだということで、公民館から出て行ってくださいというのは、あまりにも中身のやり取りがなさすぎます。

ですから、そこを谷口議員がおっしゃいましたけど、人の家を借りていて出て行けと言われたら出て行くのが当然だというような話でしたが、あそこは、転用されているんですよ。会議所が有償で借りている会議所の場所なんです。そういう意味では、一方的に公民館だから出て行ってくれというようなやりとりは、誠意の無いやり方だと思うんです。

この事実は、事実として議員の皆さんにはきちんと受け止めてもらわなければならぬ。いいですか。県が言うには、あの補助金返還にあたった会議所の場所は、目的外使

用でも目的外貸付でもありません。財産処分をした、転用した場所だということでした。

田中議員、天木議員、このことをちゃんとお認めになりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○2番（中嶋国則）

ただいまの籠山議員の発言は、まずもって一言でいえば、勝手な解釈であると私は思っています。

なぜなら、社会教育法という発言があったような気がしますが、社会教育法の条文の中に公民館の位置付けがはっきりと書かれております。

長くなるかもしれませんが、社会教育法の第20条に公民館の目的が定められております。朗読させていただきます。「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と。このようにまず、公民館の目的が書かれています。

そして、公民館の設置者は、これは第21条ですが市町村が設置するということがあります。第22条には、公民館の事業が明記されております。公民館がやる仕事は何かということですが、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行うということがありまして、公民館講座であるとか討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すると。ただ、こういったことにつきましても他の法律によって禁じられたものも該当してきます。更には、図書、記録、資料等を備え、その利用を図ることということで、図書室を備えたり市民の利用を図るようにしなければならないとありますし、更には体育、レクリエーション等に関する集会等を開催しなさいと。各種の団体の公民館活動の中の各種団体の連絡調整を図ること。その他公民館を住民の集会等公共的な利用に供するということがありますし、特に、この公民館には、資格を持った職員を置きなさいということがあります。これはやはり、専門的な職員を配置するということが必要になってきます。

現在、生涯学習課が入っておりますが、前に市の答弁にもありましたように、十分な管理ができる体制でないと。商工会議所が入っておられる事務室に管理上、防災安全上支障をきたしておるということは、耐震工事を進めておりますので、そういったところで1日も早く移っていただきたい。これにつきましても一般質問で市側の答弁がありましたように運営等の補助金等も出しますよということで、今、進めなければいけない状態にあると思います。

もう一点だけ、籠山議員が補助金を返したからという勝手な解釈の中で、付け加えますと、18年度に制度改正があったということは午前中の総務委員会でもおっしゃいま

したけども、これは翌年１９年の３月１日から施行されています。これの目的を簡単に言いますと、拡大解釈をされているのが間違っているというか認識不足だと思うところがございます。

それはどういうことかと言いますと、合併等により、どこの市町村でも行政財産の空き室等が出てまいりまして、実際、神岡町のみならず、河合振興事務所等でも空き室がございます。そういった空き室は行政財産ですが、この行政財産を目的外使用にどしどし使ってくださいということを国が言っているしまして、何でもかんでも制度改正で公民館まで利用しなさいということが制度改正されたわけではないと、そういう認識の違いがありますので、指摘をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにありませんか。

○１７番（籠山恵美子）

やはり言葉の使い方を間違っていると思いますよ。勝手な解釈と言うことは、県の回答が勝手な解釈ということになりますからね。私は県に回答をいただいたそのものを読み上げているんですからね。これは、大変失礼だと思います。

それで、中嶋議員も元職員ですから法律のいろんな事務手続きについては私なんかよりよっぽどご存知のはずですけれども、私は社会教育法のあの公民館そのものを否定しているわけではありません。

今、こうやって、いろいろ問題が起きているけれども、あそこは、全部公民館なんだと。公民館の網が掛かっているんだから、その目的に合わない目的外の使用は原則禁止だと。ずっと他の森下議員の答弁でも副市長は言ってみえますけども、その目的外使用でも、目的外貸付でもなく、あそこは転用したんですよ。分りますか。財産処分したんですよ。

だから、当時の市が手続きをしているということは、それが必要だからやっているんですよ。そのまま、ただ公民館の管理だけを会議所が行うのであれば、それは目的外使用で行政財産のまま認められるけども、会議所が会議所独自の業務もそこで行うと、そういう側面があるのであれば目的外使用もだめですよということで、だから当時の行政側は文部化科学省に財産処分の申請をして１０月３日に承認されたというこういう事実が、資料もあるんですから。それをやったのは行政ですよ。継続している行政ですよ。皆さんが当時職員の時に職員全体の責任ですよ。これ。これが勝手な解釈だなんていうことになれば。そういう中で、会議所があるんですから、そういう情報を説明をですよ、丁寧な説明をする、すると言っているながら、断片的な説明だけを私達議会にし、双方に断片的なそういう説明だけでは私たちは判断がつかないんですよ。

ですから、これは、やっぱり双方で話し合っちゃんと対面で話し合って、いい形で双方納得する形で解決すればそれが一番いいと思いますので。私は、継続審査であるべきだということになったんですよ。中嶋議員、分りますか。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後２時２８分 再開 午後２時３２分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。請願第３号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。反対討論を行います。

○３番（田中清安）

今、請願の３号、神岡商工会議所の移転に関する請願について、私は、総務常任委員会では採択すべきとされましたが、反対します。

まず、この請願の内容はですね、「引き続き使わせて欲しい」という請願であります。神岡商工会議所があの施設を使えたのは、ひとつの根拠として指定管理者であるというところであります。公民館の指定管理者として神岡商工会議所が適していたかどうかは、あえて問いませんが、まず、指定管理者としてあの場所を、事務所を貸し付けしたという、一応根拠としてはある。

それから、もう一つは、指定管理を解かれれば基本的にはあそこにいる根拠がなくなるわけです。

先ほど、補助金の返還の話で副市長が言われましたが、私、言おうと思っていたら、先に言われたので、もう一回反復しますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の２２条は財産の処分を言っているだけであって、公民館法とか何とか言っていない。確かにあそこは、神岡商工会議所が公民館の管理以外の部分で事務所を使うもんですから、その部分の返還手続きを行ったのが実態だろうと私は思っています。

だけでも、まず、指定管理を外してその返還したところを公民館じゃなくしたんじゃないわけです。引き続き公民館としてあります。それが行政財産になっている。

今、公民館としてなっているものを商工会議所が使うと言うことは社会教育法に基づいた適正な使用がされていない。基本的には法律違反であります。我々議会がこの法律の反していることを全認すればいいのかどうか。まずここから我々の審議に問われるところであります。

当然、中嶋議員が社会教育法の公民館等の目的について言いましたし、設置者についても説明がありました。そこは、反復はしませんが、基本的には引き続き使わせてくださいと言うことを我々が認めることは社会教育法に反する行為。あそこは、行政財産として市は、しっかり位置づけておりますし、引き続き公民館であります。補助金返還と公民館ではなくなったということは別問題です。

ですから、引き続き使わせて欲しいという場合には私は、社会教育法の観点からしてもその法を侵したことを認めることはできないというふうに飛騨市議会としては妥当だろうと判断するものであります。よって、この請願については、採択を反対するものです。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論を行います。

○17番（籠山恵美子）

まず、今の公民館法と言う法律、それよりも社会教育法の方が上位法ですので、こちらの方が正しいと思いますけれども、その法律をどう運用するかという問題と具体的に財産処分をした、転用したということの問題。それはちょっと質が違うと思います。

であれば、今、飛騨市は会議所に1年間の目的外使用の許可を出しているという手続きをしているようですけれども、財産処分をして転用したものをなぜ、目的外使用として許可しているのか。その財産を戻したのか。県に聞いたら財産をもし、行政財産をその目的に沿って公民館で使いたいというふうに戻した場合で、補助金をまた返してくれと言ってもそういう措置はできませんよということでした。

つまり、いろんな問題がはらんでいまして、専門的な問題あり、行政的な問題あると思いますので、そこを私達が断片的に聞いても分らないんですよ。ですから、一生懸命調べられるだけのことは調べました。それで、そんなことが当たり前のように知っているように今ここで執行部に説明されたって困るんですよ。

ですから私はやっぱり、まず、素直に。市民団体から請願が出された。その思いを受け止めて、その採択をし、その後できちんと行政と会議所と当事者同士で話を詰めてもらえればいいと思います。

これで思いを否決してしまうということになった後に、一体どういう手だてが取れるでしょうか。私たちは議員一人一人持っている認識が全く違いますよ。この後で一人一人責任がきちんと追えるのかどうかそれも問われます。

ですから、まずはこれを採択して、その後できちんと話し合うと、お互いに話し合うと。お互いに良い形で解決してもらいたいということで私はこの採択に賛成します。

◎議長（葛谷寛徳）

次に反対討論を行います。

○2番（中嶋国則）

私は請願を採択することに反対の立場で討論します。

まず初めに先ほども述べましたが、行政財産の目的外使用を今までどおり神岡商工会議所さんが使用できるようにという主張を、籠山議員はじめ皆さんされました。

今の賛成討論の中で、公民館法という言葉が使われましたけれども、議員歴26年の籠山議員におかれましては、もう少し条例を勉強していただきまして、法令を。公民館法というのはございません。社会教育法の中に公民館の位置付けが第20条から第41条か42条までに渡って記されておりますので、あえて申し上げたいと思います。

また、反対の立場で田中議員がいろいろ言われましたので、なるべく重複しないように申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように公民館は、社会教育法に基づき住民のために実生活に則する、乳幼児学級であるとか青少年教育、あるいは家庭教育学級、学校教育を除きました「ゆりかごから墓場まで」のそういった生涯学習に渡る学術文化等各種のいろいろな事業を行うのが公民館の役目でございます。

それにつきましては、市は今まで以上にこの公民館の内容を充実させたいということをおっしゃってみえます。そして、その一段階としまして指定管理者を昨年26年の3月で指定管理者制度を商工会議所さんから外したということでもあります。

ですから、商工業の総合的な改善発達に資することを目的とされる商工会議所様の事務室として1年を通して常時使用を認めるということは、法律違反とまでは私は言いませんけれども、適切でないと思うところであります。

籠山議員の主張を聞いておりますと、「無理を通れば道理が引込む」とそんな主張のように聞こえてまいりました。これは私の思いでございます。

市は、商工会議所様に十分配慮しまして、同じ敷地内に事務所を設けるから耐震工事を今進めるからぜひ移っていただきたいというお願いをしているわけです。

また、商工会議所の財務状況からしまして補助金を出すんだということも答弁されております。

結論になりますけれども、神岡町民にとって谷口議員も言われましたように、63年の歴史ある商工会議所は大切な団体であると私も認識をいたしておるところであります。

よって、この請願につきましては執行部と穏便に話し合う事項であると。そういうふうに思いまして、請願採択に反対をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論を行います。

○1番（前川文博）

請願第3号、神岡商工会議所事務所移転に関する請願書について採択に賛成の立場で討論いたします。

この内容については、今まで皆さまがお話されましたように神岡商工会議所が神岡町公民館にこのまま事務所を開設させて欲しいという内容です。

これまでに、飛騨市と会議所の双方の見解とを考えを聞いてまいりました。しかし、双

方の意見や見解が大きくかけ離れていることが分かりました。お互いの面談による話し合いが数回されたということを聞いておりますが、文面でのやりとりということで合って話をしていないとそういうことが原因だと考えます。

飛騨市では生涯学習の推進にあその場所が必要だと言っていますが、昨年、生涯学習課は公民館の小会議室を改修し事務室として対応されました。現状で公民館の利用者である市民からは利用についての不便や不満の声などが上がっている状況ではないと聞いております。

また、緊急放送設備や計器などが会議所の事務室にあるので不便だとの理由であれば、配線を伸ばし生涯学習課の部屋へ移設すれば済む問題です。このことから、地元市民、会議所と市長の考えには大きな乖離があると考えます。

また、町づくり構想の中でも合併前の平成15年の構想では、振興事務所へ移転する計画でありましたが、合併後に神岡町公民館に変更された経緯があるとも聞いています。

さらに先ほど籠山議員が申されましたが、平成18年第3回定例会9月議会では国庫支出金償還金として補助金返還が完了しております。私は、補助金返還が完了している事実を考えれば現在の会議所の事務所部分は公民館法の部分から外れているものと考えるのが妥当と思います。

以上のことから、神岡商工会議所は現在の神岡町公民館の使用に問題はないと考えますから、採択に賛成いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で討論を終結し、これより採決をいたします。

○16番（池田寛一）

私は、今でも賛否で決する前に、話し合いで十分可能だと思っていますし、話し合いがまとまれば請願の取り下げもできると思います。私はこの採決には応じかねますので、退席をお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。請願第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立少数です。よって、請願第3号は不採択とすることに決定をいたしました。以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは6月11日に開会をいたしました定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今議会では条例改正案件をはじめ一般会計、特別会計の補正予算など多数に及ぶ案件につきまして、適切なるご決定を賜り誠にありがとうございました。

議員の皆様から賜りました数々のご意見につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

ひとつ、報告でございますが、本日から7月5日まで、5日間でございますが、名古屋グランパスエイトが黒内のふれあい広場にサマーキャンプに訪れております。皆さま方に時間のある方は応援に出掛けていただければありがたいなと思っておるところでございます。

なお、今日の最終の議会の関係で少しだけ。私の方から意見を申し上げると大変失礼かもしれませんが、一言だけ申し上げたいと思います。

法律の解釈の云々の話がございました。このことは、こういった公の場で間違った法律の解釈でも強く話されますとそれが間違ったままで、合っているかのようにとられる関係もあるわけでございますので、この法律に則った発言につきましては、慎重な発言をいただきたいなという思いをさせていただきました。

これは私の方の説明不足もあったかもしれませんが、これからは、法は法として順守できるような解釈をいただいて発言をいただきたいという思いをしたわけでございます。

ちょっと余談で大変失礼な意見を言わせていただきましたが、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆さまには、これから梅雨が明けて暑い夏が訪れるわけですが、どうか健康には十分にご留意いただきますことをご祈念申し上げまして閉会にあたりましての挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員皆さま方には、21日間に渡りまして各議案を慎重に審議していただきまして誠にありがとうございました。閉会中は、管内視察や管外視察が予定されております。十分な調査や研究をお願いいたしまして御礼の挨拶といたします。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

それでは本日の会議を閉じ、6月11日から21日間に渡りました平成27年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後2時51分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（12番）

谷口 充希子

飛騨市議会議員（13番）

天木 幸男